



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第627号 令和5年9月15日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
427	特定調達契約について一般競争入札に付する件	文化の森振興センター
428	道路の区域を変更する件	道路整備課
429	道路の供用を開始する件	同

徳島県告示第四百二十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達をする特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム移行業務 一式
- 2 調達をする特定役務の特質等
入札説明書及び徳島県文化の森総合公園情報提供システム移行業務仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。

3 業務委託期間

令和五年十一月十五日から令和六年三月三十一日まで

4 納入場所

徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格（五及び六において「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - 6 一の1に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。
 - 7 業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。
 - 8 この業務に係る入札説明書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならぬ。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限
令和五年十月二十七日（金曜日）午前十一時
- （二） 提出場所
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先
徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

電話 〇八八 六六八 一一一

電子メール bunkanori@shikoucentar@pref.tokushima.jp

2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

（一） 期間

令和五年九月十五日（金曜日）から同年十月二十七日（金曜日）まで

（二） 場所及び方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

3 資料の閲覧期間及び場所

（一） 期間

令和五年九月十五日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日）を除く。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

（二） 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

五 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請

- 1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を3に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2に掲げる提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 提出期間

令和五年九月十五日（金曜日）から同年十月二十七日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日）に当たるときは、その翌日）を除く。）

の午前九時三十分から午後五時まで（十月二十七日（金曜日）は、午前九時三十分から午前十一時まで）

3 提出場所

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

4 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和五年十一月十日（金曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

(三) 郵送（書留郵便とし、(1)に掲げる受領期限までに必着のこと。）により入札する

場合の入札書の受領期限及び宛先

(1) 受領期限

令和五年十一月八日（水曜日）午後五時

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

2 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園情報提供システム システム移行業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないうでした入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にく
じを引かせて落札者を決定するものとする。

七 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

徳島市八万町向寺山

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

詳細は、入札説明書による。

九 Summary

1 Nature and Quantity

Tokushi na Bunka no Mori Park Information Provision System Migration Work 1
set

2 Time Limit of Tender

2:00 p.m on November 10, 2023

(By mail, tenders must arrive by 5:00 p.m on November 8, 2023)

3 Contact point for the notice

Tokushi na 21st Century Cultural Information Center, Planning and Public
Relations

Mukouterayana, Hachiman-cho, Tokushi na Qty, Tokushi na Prefecture 770-8070

Tel : 088-668-1111

徳島県告示第四百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島環状	徳島市末広二丁目七九番 地先から 同 一地先まで 六九番	新 旧	二七・八〇三・六 二七・八〇二八・九	七七・八 七七・八

徳島県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

232	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		平島国府	名西郡石井町石井字重松七二 一番一地从先から 同 三番一地从先まで	三三・二 七	令和五年九月十五日